

内国アクティブ運用型 E T F の商品特性及び管理会社の運用体制等に関する報告書

ファンド名

i シェアーズ 高格付け日本円社債 ETF
(コード : 515A)

管理会社名

ブラックロック・ジャパン株式会社

代表者名 代表取締役社長 橋本 幸子

問合せ先 プロダクト・ソリューション部

T E L . 03-6703-4656

1. 運用方針の概要

(1) ファンドの目的

日本円建ての社債を主な投資対象として、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標に積極的な運用を行います。

(2) 投資対象

日本円建ての社債を主な投資対象とします。日本国債、円建て外債、金融債、政府保証債、地方債などの銘柄も投資対象とすることがあります。

(3) 運用のプロセス

日本円建て社債をユニバースとして、レラティブ・バリュアー（相対価値）アプローチに基づき、魅力的な銘柄を選定します。

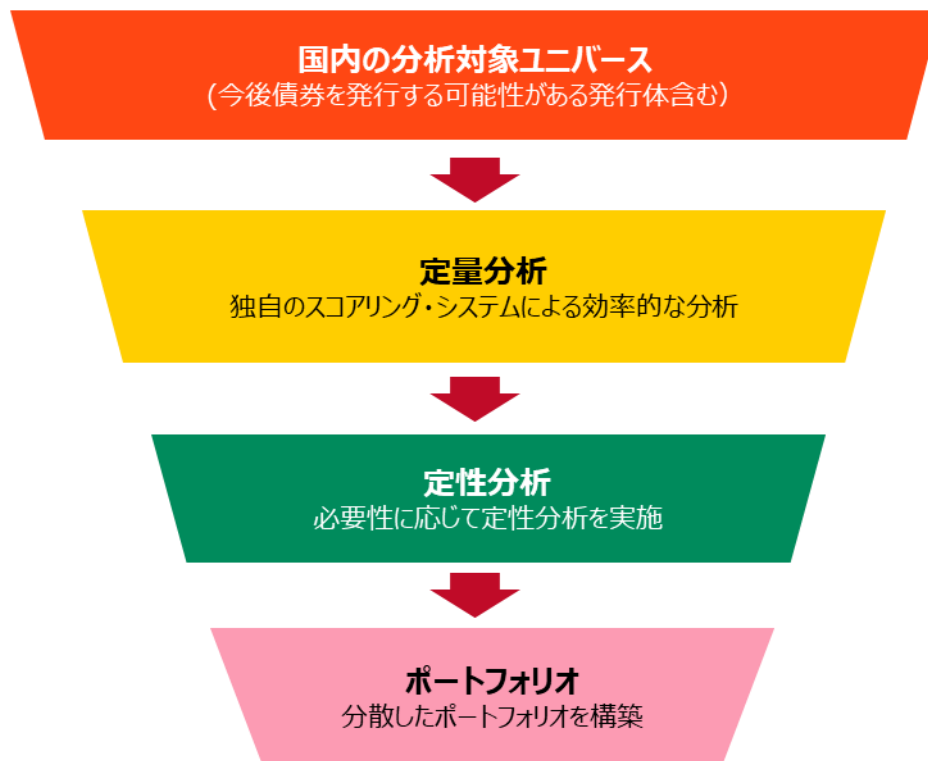
■独自のスコアリングシステムによる定量分析を用いた効率的な分析とスクリーニングを行いつつ、必要性に応じて詳細な定性分析も付加します。

■銘柄の一極集中を避けた分散されたポートフォリオ構築を目指します。

■ポートフォリオの金利リスクはベンチマークと同等の水準を維持します。

■海外発行体等については、グローバルのリサーチ・プラットフォームを活用します

社債銘柄選択プロセス



出所：BlackRock。上記は例示を目的としております。

(4) 投資態度

- ① 日本円建ての社債を主な投資対象として、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標に積極的な運用を行ないます。
- ② NOMURA-BPI 事業債 1-11 年をベンチマークとします。
- ③ 効率的な運用を目的として、日本国債、円建て外債、金融債、政府保証債、地方債などの銘柄も投資対象とすることがあります。
- ④ 投資する債券は、格付会社により、投資適格格付（BBB 格同等またはそれ以上の格付）が付与されているもの、または同等の信用度を有すると委託会社にて判断したものとするを原則とします。
- ⑤ 保有する BBB 格の債券の組入れ比率は、投資時点を基準として、原則としてファンドの純資産総額の 15% を上限とします。
- ⑥ 効率的な運用を目的として、先物取引等を利用することがあります。
- ⑦ 一時的に純資産総額を超える投資割合で投資対象の資産を組み入れることがあります。
- ⑧ ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ.エイ.（BlackRock Institutional Trust Company, N.A.）に有価証券の貸付の指図に関する権限の全部または一部を委託します。
- ⑨ 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

(5) 投資制限

- ① 債券への投資割合には、制限を設けません。
- ② 外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の 50%以下とします。
- ③ 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。
- ④ 一般社団法人投資信託協会規則に定めるデリバティブ取引等については、同規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行ないます。
- ⑥ 以下に定める目的により投資する場合を除き、デリバティブ取引（法人税法第 61 条の 5 に定めるものをいいます。）を行いません。
 - I. 当投資信託が投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的
 - II. 当投資信託の資産または負債に係る価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的
 - III. 当投資信託の資産または負債について為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的

(6) 配分方針

年 4 回の毎決算時（1 月 11 日、4 月 11 日、7 月 11 日および 10 月 11 日）に、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益の全額を分配対象額の範囲として分配を行ないます。分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

2. 投資リスク

基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、組入れられている有価証券である日本円建ての社債の日々の値動きによる影響を受けます。これらの信託財産の運用により生じた損益はすべて投資者の皆様へに帰属します。したがって、当ファンドは元金および元金からの収益の確保が保証されているものではなく、基準価額の下落により投資者は損失を被り、元金を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。

■金利変動リスク

日本円建ての社債に投資します。債券の価格は、政治、経済、社会情勢等の影響により金利が上昇すれば下落し、金利が低下すれば上昇します。したがって、金利の変動が当ファンドの運用成果に影響を与えます。

■信用リスク

日本円建ての社債に投資します。投資した債券の発行体の財務状況により、債務不履行が生じることがあります。債務不履行が生じた場合には、債券価格が下落する等、当ファンドの運用成果に影響を与えます。また、債券の格付の変更により債券の価格が変動することがあり、それに伴い、当ファンドの運用成果に影響を与えます。

■カントリー・リスク

日本円建ての外国の社債に投資します。発行体の国の政治・経済事情、通貨・資本規制等の要因により、債券の価格が変動することがあり、それに伴い当ファンドの運用成果に影響を与えます。

■ デリバティブ取引のリスク

デリバティブ取引を用いることができます。このような投資手法は現物資産への投資に代わって運用の効率を高めるため、または証券価格、市場金利、為替等の変動による影響からファンドを守るために用いられます。デリバティブ取引を用いた結果、コストとリスクが伴い、当ファンドの運用成果に影響を与えます。また、デリバティブ取引は必ず用いられるわけではなく、用いられたとしても本来の目的を達成できる保証はありません。

■ 有価証券の貸付等におけるリスク

有価証券の貸付等において、取引先リスク（取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる危険のこと）が生じる可能性があり、損失を被ることがあります。

上場投資信託証券への投資に関する留意点

金融商品取引所等に上場している投資信託証券（上場投資信託証券）を購入あるいは売却しようとする際に、市場の急変等により流動性が低下し、購入もしくは売却が困難または不可能等になる場合があります。加えて、取引価格と基準価額の乖離が広がる場合があります。

当ファンドと投資する上場投資信託証券の投資方針または投資対象は完全に一致するとは限らず、当該上場投資信託証券の投資目的が必ず達成されるという保証もありません。

その他の留意点

a. 購入および換金の受付の中止・取消

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、受益権の購入および換金請求の受付を中止する場合があります。この場合、すでに受付けた受益権の購入または換金請求の取消を行う場合があります。

b. ファンドの繰上償還

ファンドは、受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止となった場合は、受託会社と合意のうえ、信託を終了させます。

また、ファンドは、信託契約締結日から1年経過の日以降に、信託財産の純資産総額が100億円を下回っている場合、または投資者のため有利と認められる場合、その他やむを得ない事情が発生したとき等は、信託期間の途中でもファンドを償還させる場合があります。

c. 法令・税制・会計等の変更

法令・税制・会計方法等は今後変更される可能性があり、当ファンドの運用成果に影響を与えることがあります。当ファンドに関連する法域（当ファンド等の発行国、上場地域、販売地域もしくは投資対象地域、取引市場の属する法域、デリバティブ取引の取引契約または取引相手が属する法域他）の税法の変更は、当該法域における当ファンド等の納税申告区分に影響を与え、当ファンド等の運用成果に影響を与えます。具体的には、法令変更もしくは法令解釈の変更等により、投資収益への源泉徴収税その他の課税額の増加、当初予定された税還付が受けられなくなる、その他事情に伴い、当ファンド等の純資産価額が減少する可能性があります。

当ファンド等では、米国外国口座税務コンプライアンス法（以下「FATCA」といいます。）を遵守すべく所要の対応が行われています。ただし、必ずしもFATCAが常に遵守されることを保証するものではなく、対応に不備

等が認められた場合は、米国資産に係る投資収益に対して 30%の源泉徴収税が課され、それに伴い当ファンド等が損失を被る可能性があります。

d. 流動性リスクに関する事項

当ファンドが保有する資産の市場環境等の状況により、保有有価証券の流動性が低下し、投資者からの換金請求に制約がかかる等のリスク（流動性リスク）があります。当ファンドにおいて流動性リスクが顕在化すると考えられる状況は以下の通りです。

- ・金利の急激な変動または信用リスク不安が高まる等の影響により、債券価格の変動が大きくなるまたは取引量が著しく少なくなる等、債券市場動向が不安定になった場合

※金融商品取引所等における取引の停止時、決済機能の停止時または大口の換金請求については、換金請求に制限がかかる場合があります。

e. 収益分配金に関する留意点

分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

3. 想定投資者属性

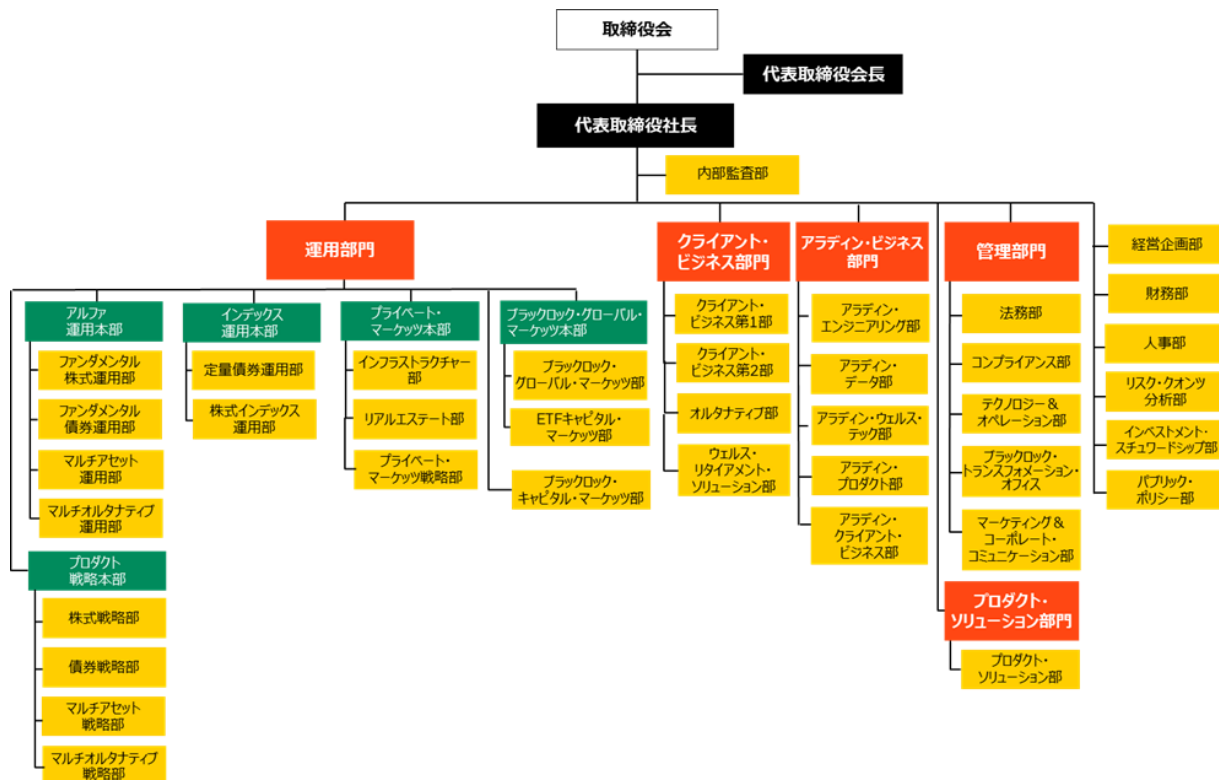
本ファンドは、中長期的な資産形成を目的とし、元本割れリスクを許容できる投資家を対象としています。以下の事項を理解いただける方を想定しています。

- アクティブ運用型ETFが、従来のETFとは異なり、連動対象となる指標が存在しない商品であること
- ファンドにおける積極運用の結果、基準価額が相場全体の変動からでは説明できない動きする場合があること
- 管理会社等により日々開示されるポートフォリオ情報は、前日の基準価額算出の基礎となった情報でしかなく、当該情報から算出される一口当たり推定純資産額（インディカティブNAV）については、ETFの適正価格に常に一致するというわけではないこと。

4. 管理会社の運用体制の状況

(1) 組織図及び各組織の業務の概略

(組織図) ブラックロック・ジャパン株式会社(2025年9月末時点)



(各組織の業務概略)

日本法人であるブラックロック・ジャパンは、ブラックロック・グループの一員として、株式、債券から、オルタナティブ、ホール・ポートフォリオ（資産配分／バランス型）戦略に至るまで、お客様のニーズに合わせご提案しています。これに加え、トランジション・マネジメントや証券貸付などの運用に付随するサービス、また、アラディン・ビジネス部門を通じてのリスク・マネジメント及びアドバイザリー・サービスもグローバル統一のプラットフォーム、クオリティでご提供しています。

本ETFは、ブラックロック・ジャパンの運用部門ファンダメンタル債券運用部が運用を行います。ブラックロック・ジャパンの運用部門の各部は、それぞれのグローバルの運用部門にも所属しており、グローバルの運用哲学やプロセス、リソースも最大限活用しながら、日本のお客様に最適な形で戦略およびサービスをご提供できるよう、日本法人として体制を構築しております。また、運用部門内には運用チームに加え、資産／戦略毎にプロダクト・ストラテジストを配しています。プロダクト・ストラテジストはブラックロックのグローバルのチームが運用するプロダクトも含め、日本のお客様に向けた戦略立案、運用説明や運用状況の報告、モニタリングなどを行っています。

なお、売買執行についてはブラックロックのグローバル・トレーディング部門が実施します。

国内債券ファンダメンタル運用の運用プロセス

ファンダメンタル債券運用部のポートフォリオ・マネジャーで構成される週次の「ジャパン・プレ ISG ミーティング」において、トップダウン・アプローチとボトムアップ・アプローチを組み合わせた議論を行い、基本戦略・方針の構築および具体的な投資戦略を構築します。この内容は、ブラックロックのグローバルのファンダメンタル債券プラットフォームで週次開催される投資戦略会議等にも共有、議論され、その結果が再度日本における戦略ミーティングにフィードバックされます。これらをふまえ、ファンダメンタル債券運用部がポートフォリオ構築を行います。また、運用開始後はリスク管理専門部署であるリスク・クオンツ分析部が主催するポートフォリオのレビュー・ミーティングにおいて、リスクの観点からポートフォリオ・レビュー及びパフォーマンス分析が行われます。月次開催の投資委員会（運用部門の各本部長、コンプライアンス部長、リスク・クオンツ分析部長、内部監査部長等で構成）では、各運用チームの運用戦略に関する重要事項決議、リスク及びパフォーマンスに係る報告、その改善事項の進捗に係る報告等が行われます。最終的なポートフォリオ構築の責任はファンダメンタル債券運用部長が負います。

（２）運用責任者等に関する説明

ファンダメンタル債券運用部がポートフォリオ構築を担います。

運用責任者：ファンダメンタル債券運用部長

運用経験年数：12 年（2025 年 9 月末現在）

（３）管理会社の運用実績

国内債券ファンダメンタル・アクティブ戦略の運用実績は以下の通りです。

運用残高：約 6,678 億円（国内籍投信のほか、マルチアセット運用戦略内で運用される国内債券ポートフォリオのカーブアウトも含む）（2025 年 9 月末時点）

（４）内部管理体制の整備状況

弊社では、健全な相互牽制メカニズムを確保するため、運用部門と運用管理部門を組織上も業務分掌上も明確に分離した上、その両者から独立したコンプライアンス部、および、リスク管理を専門に行うリスク・クオンツ分析部を設置し、運用及びオペレーショナル・リスク等を管理するとともに、法務部が法令遵守を管理する体制を敷いています。運用評価については、運用管理部門であるテクノロジー&オペレーション部パフォーマンス・メジャメント&アトリビューション・チームを設置、運用部門から独立した立場でパフォーマンスの測定、運用状況のモニタリングを実施、運用部門へのフィードバックを行います。また、同じくテクノロジー&オペレーション部ポートフォリオ・コンプライアンス・チームが運用部門からは独立した立場で運用ガイドラインのモニタリングを行うことで、運用リスクに係る管理機能ならびに相互チェック機能の強化を図っています（当 ETF についてはいずれも日次ベース）。

さらに、リスク管理専門部署である、リスク・クオンツ分析部が主催するポートフォリオのレビュー・ミーティング（当 ETF については隔月開催）において、運用部が運用する全てのポートフォリオについてリスクの観点からのポートフォリオ・レビュー及びパフォーマンス分析が行われます。また、投資委員会（月次開催。

運用部門の各本部長、コンプライアンス部長、リスク・クオンツ分析部長、内部監査部長等で構成）では、各運用チームの運用戦略に関する重要事項決議、リスク及びパフォーマンスに係る報告、その改善事項の進捗に係る報告、トレーディングに関する報告等を受け、エグゼクティブ委員会に報告を行います。

（５）コンプライアンス体制の整備状況

弊社のコンプライアンス部は、運用部門および営業部門から独立した組織として管理部門の傘下に設置されており、コンプライアンス遵守に関する業務を推進しています。また、ブラックロック・グループのグローバルなコンプライアンス体制の一翼も担っています。コンプライアンス部は、弊社の業務が法令や社内規則等を遵守し、適正に運営されているかを継続的にモニタリングし、法令違反や不適切な行為の未然防止に努めています。

5. ポートフォリオ情報の提供方法

本 ETF のポートフォリオ情報について、日々売買立会開始前までに確定した内容を提供します。当該情報の提供媒体と URL は下記の通りです。

株式会社日本取引所グループウェブサイト

<https://www.jpx.co.jp/equities/products/etfs/inav/index.html>

以上

1. 金融商品の目的・機能

日本円建ての社債を主な投資対象として、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標に積極的な運用を行います。日本国債、円建て外債、金融債、政府保証債、地方債などの銘柄も投資対象とすることがあります。

レラティブ・バリュー（相対価値）アプローチに基づき、魅力的な銘柄を選定します。独自のスコアリングシステムによる定量分析を用いた効率的な分析とスクリーニングを行いつつ、より詳細な定性分析も付加します。銘柄の一極集中を避けた分散されたポートフォリオ構築を目指します。ポートフォリオの金利リスクはベンチマークと同等の水準を維持します。海外発行体等については、グローバルのリサーチ・プラットフォームを活用します。

2. 損失が生じるリスクの内容

基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、組入れられている有価証券である日本円建ての社債の日々の値動きによる影響を受けます。これらの信託財産の運用により生じた損益はすべて投資者の皆様に帰属します。したがって、当ファンドは元金および元金からの収益の確保が保証されているものではなく、基準価額の下落により投資者は損失を被り、元金を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。

■金利変動リスク

日本円建ての社債に投資します。債券の価格は、政治、経済、社会情勢等の影響により金利が上昇すれば下落し、金利が低下すれば上昇します。したがって、金利の変動が当ファンドの運用成果に影響を与えます。

■信用リスク

日本円建ての社債に投資します。投資した債券の発行体の財務状況により、債務不履行が生じることがあります。債務不履行が生じた場合には、債券価格が下落する等、当ファンドの運用成果に影響を与えます。また、債券の格付の変更により債券の価格が変動することがあり、それに伴い、当ファンドの運用成果に影響を与えます。

■カントリー・リスク

日本円建ての外国の社債に投資します。発行体の国の政治・経済事情、通貨・資本規制等の要因により、債券の価格が変動することがあり、それに伴い当ファンドの運用成果に影響を与えます。

■デリバティブ取引のリスク

デリバティブ取引を用いることができます。このような投資手法は現物資産への投資に代わって運用の効率を高めるため、または証券価格、市場金利、為替等の変動による影響からファンドを守るために用いられます。デリバティブ取引を用いた結果、コストとリスクが伴い、当ファンドの運用成果に影響を与えます。また、デリバティブ取引は必ず用いられるわけではなく、用いられたとしても本来の目的を達成できる保証はありません。

■有価証券の貸付等におけるリスク

有価証券の貸付等において、取引先リスク（取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる危険のこと）が生じる可能性があり、損失を被ることがあります。

上場投資信託証券への投資に関する留意点

金融商品取引所等に上場している投資信託証券（上場投資信託証券）を購入あるいは売却しようとする際に、市場の急変等により流動性が低下し、購入もしくは売却が困難または不可能等になる場合があります。加えて、取引価格と基準価額の乖離が広がる場合があります。

当ファンドと投資する上場投資信託証券の投資方針または投資対象は完全に一致するとは限らず、当該上場投資信託証券の投資目的が必ず達成されるという保証也没有ありません。

その他の留意点

a. 購入および換金の受付の中止・取消

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、受益権の購入および換金請求の受付を中止する場合があります。この場合、すでに受付けた受益権の購入または換金請求の取消を行う場合があります。

b. ファンドの繰上償還

ファンドは、受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止となった場合は、受託会社と合意のうえ、信託を終了させます。

また、ファンドは、信託契約締結日から1年経過の日以降に、信託財産の純資産総額が100億円を下回っている場合、または投資者のため有利と認められる場合、その他やむを得ない事情が発生したとき等は、信託期間の途中でもファンドを償還させる場合があります。

c. 法令・税制・会計等の変更

法令・税制・会計方法等は今後変更される可能性があり、当ファンドの運用成果に影響を与えることがあります。当ファンドに関連する法域（当ファンド等の発行国、上場地域、販売地域もしくは投資対象地域、取引市場の属する法域、デリバティブ取引の取引契約または取引相手が属する法域他）の税法の変更は、当該法域における当ファンド等の納税申告区分に影響を与え、当ファンド等の運用成果に影響を与えます。具体的には、法令変更もしくは法令解釈の変更等により、投資収益への源泉徴収税その他の課税額の増加、当初予定された税還付が受けられなくなる、その他事情に伴い、当ファンド等の純資産価額が減少する可能性があります。

当ファンド等では、米国外国口座税務コンプライアンス法（以下「FATCA」といいます。）を遵守すべく所要の対応が行われています。ただし、必ずしもFATCAが常に遵守されることを保証するものではなく、対応に不備等が認められた場合は、米国資産に係る投資収益に対して30%の源泉徴収税が課され、それに伴い当ファンド等が損失を被る可能性があります。

d. 流動性リスクに関する事項

当ファンドが保有する資産の市場環境等の状況により、保有有価証券の流動性が低下し、投資者からの換金請求に制約がかかる等のリスク（流動性リスク）があります。当ファンドにおいて流動性リスクが顕在化すると考えられる状況は以下の通りです。

- ・金利の急激な変動または信用リスク不安が高まる等の影響により、債券価格の変動が大きくなるまたは取引

量が著しく少なくなる等、債券市場動向が不安定になった場合

※金融商品取引所等における取引の停止時、決済機能の停止時または大口の換金請求については、換金請求に制限がかかる場合があります。

e. 収益分配金に関する留意点

分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

3. 管理会社が想定する購入層

本ファンドは、中長期的な資産形成を目的とし、元本割れリスクを許容できる投資家を対象としています。以下の事項を理解いただける方を想定しています。

- アクティブ運用型ETFが、従来のETFとは異なり、連動対象となる指標が存在しない商品であること
- ファンドにおける積極運用の結果、基準価額が相場全体の変動からでは説明できない動きする場合があること
- 管理会社等により日々開示されるポートフォリオ情報は、前日の基準価額算出の基礎となった情報でしかなく、当該情報から算出される一口当たり推定純資産額（インディカティブNAV）については、ETFの適正価格に常に一致するというわけではないこと。

4. 顧客利益最優先の運用会社のガバナンスの確保、プロダクトガバナンスの確保

<顧客本位の業務運営に関する取組み、利益相反にかかる取組み>

ブラックロックはグローバルに展開する独立系の運用会社であり、ブラックロック・ジャパンはその日本人です。独立系の運用会社であることにより多くの利益相反の可能性を排除し、かつ自社の為の投資を行わないという方針を堅持し、投資活動は全てお客様のために行います。

弊社では「より多くの方が豊かな生活を送ることができるようサポートする」というブラックロックのパーパスの実現に向けて、5つの行動原則を設定しています。加えて、お客様の利益を第一に行動するよう、弊社は、グループ企業の役職員全てが従うべき具体的な行動規範（Code of Business Conduct and Ethics）を制定しています。プロダクトガバナンスを含めた弊社の取組やその結果については、金融庁が策定した「顧客本位の業務運営に関する原則」に従い、「お客様本位の業務運営に関する方針」および「補充原則に関する方針」を策定し、取組み状況およびKPIとして毎年開示しております。

詳細は以下ウェブサイトでご覧いただけます。

お客様本位の業務運営に関する方針と取組み

<https://www.blackrock.com/jp/individual/ja/about-us/corporate-information/fiduciary-duty>

利益相反取引の管理に関する方針

<https://www.blackrock.com/jp/individual/ja/about-us/important-information/conflict-of-interests>

また、お客様本位の業務運営を実現するためにはグローバル・コーディネーションとローカル・ガバナンスの両翼が必須であり、適切なローカル・ガバナンスを実現するためには経営陣の構成が極めて重要です。そのため、当社では外資系金融機関におけるローカル・ガバナンスのあり方を十分に理解している人材を経営陣に選任しています。

（検証体制）

弊社では、健全な相互牽制メカニズムを確保するため、運用部門と運用管理部門を組織上も業務分掌上も明確に分離した上、その両者から独立したコンプライアンス部、および、リスク管理を専門に行うリスク・クオンツ分析部を設置し、運用及びオペレーショナル・リスク等を管理するとともに、法務部が法令遵守を管理する体制を敷いています。運用評価については、運用管理部門であるテクノロジー&オペレーション部パフォーマンス・マネジメント&アトリビューション・チームを設置、運用部門から独立した立場でパフォーマンスの測定、運用状況のモニタリングを実施、運用部門へのフィードバックを行います。また、同じくテクノロジー&オペレーション部ポートフォリオ・コンプライアンス・チームが運用部門からは独立した立場で運用ガイドラインのモニタリングを行うことで、運用リスクに係る管理機能ならびに相互チェック機能の強化を図っています。さらに、リスク管理専門部署である、リスク・クオンツ分析部（RQA）が主催するポートフォリオのレビュー・ミーティングにおいて、運用部が運用する全てのポートフォリオについてリスクの観点からのポートフォリオ・レビュー及びパフォーマンス分析が行われます。また、月次開催の投資委員会において、ポートフォリオのレビュー・ミーティングからの上申事項や主なポートフォリオの運用状況に関する確認が実施されます。